

中山間地域等直接支払交付金参考様式集（第6期対策）

★基本情報入力欄 はじめに太枠内の情報を入力してください。

都道府県名	〇〇県	← 「都道府県」まで記入してください。
市町村名	△△市	← 「市町村」まで記入してください。
協定名	あいうえお集落協定	
代表者名	中山間 太郎	
協定所在地	〇〇県△△市〇町	

★記入の手順と注意事項

・「★提出書類と各シートの説明」の[シート名](#)をクリックすることで、入力する様式に移動します。または、画面下の様式名を選択すると、入力する様式を切り替えることができます。左下の◀▶をクリックすることで、隠れている様式を表示させることができます。

（※まず初めに、「別紙2①」の「農用地の内訳等及びネットワーク化活動計画」を入力すると作成がスムーズです。）

・すべての集落協定の方が入力する必要のあるセルには、この色（オレンジ色）が塗ってあります。

・該当する場合に、集落協定の方が入力する必要のあるセルには、この色（薄いオレンジ色）が塗ってあります。

・この色（黄緑色）が塗ってあるセルは自動入力されます。自動入力されたものが間違っている場合は、正しく修正してください。（入力されている数式を消去すると、自由に入力できます。）

・市町村に提出する前に、自動集計された箇所も含め、誤りがないかご確認ください。

・行を追加する際は、一番左にある行番号をクリックして行全体をコピーし、表の最下部の太線より上の位置で行番号を右クリックし「コピーしたセルの挿入」を選択してください。

・画面上部に右のような表示が出た場合は「コンテンツの有効化」を押してください。



★提出書類と各シートの説明

1. 事業計画の申請時に提出するもの

様式番号	様式名	提出の必要性	シート名
参考様式第4号	多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定 [変更の認定]の申請について	必須 (集落・個別協定)	参4 申請
		必須 (集落・個別協定)	参4 申請 事業計画
別紙様式1 (共通部分)	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する 活動計画書 (中山間地域等直接支払に係る集落協定)	必須 (集落協定)	別紙1①
別添1	実施区域位置図	必須 (集落協定)	別紙1②
別添2	構成員一覧	必須 (集落協定)	別紙1③
別紙○	2号事業様式（中山間地域等直接支払交付金）	必須 (集落協定)	別紙1④
別紙様式2	農用地の内訳等及びネットワーク化活動計画	必須 (集落協定)	別紙2①
別紙様式3	協定対象施設の管理方法	必須 (集落協定)	別紙3
別紙様式4	土地改良通年施行実施計画書	必要に応じて (集落協定)	別紙4
別紙様式5	農業所得の確認に関する承諾書	必要に応じて (集落協定)	別紙5
別紙様式6	個別協定 経営規模及び農業所得調査	必須 (個別協定)	別紙6
別紙様式7	協定農用地の概要	必要に応じて（集落協定） 必須（個別協定）	別紙7
別添	農作業受委託契約書（様式例）	必要に応じて (集落・個別協定)	別紙7（別添）
別紙様式8	「みどりチェック」チェックシート（集落協定向け）	必須 (集落協定)	別紙8
別紙様式9	「みどりチェック」チェックシート（個別協定向け）	必須 (個別協定)	別紙9

2. ネットワーク化活動計画を作成する場合に提出するもの

様式番号	様式名	提出の必要性	シート名
別紙様式 2	○ネットワーク化活動計画	必須 (集落協定)	別紙2②（ネットワーク化活動計画）
		必要に応じて (集落協定)	別紙2③（ネットワーク化）
		必要に応じて (集落協定)	別紙2④（統合）
		必要に応じて (集落協定)	別紙2⑤（多様な組織等の参画）

3. その他の様式

様式番号	様式名	提出の必要性	シート名
参考様式第10号	中山間地域等直接支払交付金交付農用地の自然災害における災害復旧計画の提出について	必要に応じて (集落・個別協定)	参10
参考様式第12号	共用資産管理台帳	必要に応じて (集落協定)	参12
参考様式第13号	機械等利用管理規程	必要に応じて (集落協定)	参13
参考様式第14号	機械等利用簿	必要に応じて (集落協定)	参14
別紙 1	中山間地域等直接支払交付金収支報告書 (「中山間地域等直接支払交付金に係る会計経理の明確化及び税務対応の円滑化について」に基づく様式)	必須 (集落協定)	収支報告書（金銭出納簿連動）
別紙	中山間地域等直接支払交付金の支出に係る届出について (「中山間地域等直接支払交付金における共同取組活動に要する経費の適正な支出について」に基づく様式)	必要に応じて (集落協定)	支出に係る届出
—	中山間地域等直接支払交付金 活動記録	必要に応じて	活動記録（参考）
—	中山間地域等直接支払交付金 金銭出納簿	必要に応じて	金銭出納簿（今年度）（参考）
			金銭出納簿（前年度）（参考）

4. その他のシート（集落協定の方は入力不要です。（市町村用））

様式番号	内容	提出の必要性	シート名
	市町村の実施状況調査の集計用シート		実施状況報告（様式2）

農用地の内訳等及びネットワーク化活動計画

注1)「農用地の内訳等」は集落協定書に添付し、提出期限(当該年度の6月30日)までに協定農用地の存する市町村長に提出する。

注2)「ネットワーク化活動計画」は、体制整備単価の適用を受けようとする場合に作成するものとし、ネットワーク化活動計画の作成後は、遅滞なく協定農用地の存する市町村長に提出するとともに、令和11年度まで毎年度、記載内容の確認を行うものとする。

○農用地の内訳等																	
①現況								②基礎・体制整備単価	③農業生産活動等の体制整備の取組 (ネットワーク化活動計画の作成)の有					ネットワーク化活動計画を作成する		⑦個人配分を受ける所得超過者の引受地	
														ネットワーク化活動計画を作成しない			
									④加算の適用					⑤農用地の管理			⑥管理者
地域区分	一団の農用地名	団地名	地番	地目	面積 (㎡)	交付基準 (傾斜等)	ち棚超急傾斜農地	10a当たりの単価(円)	棚田地域振興活動加算	超急傾斜農地保全管理加算	スマート農業加算	集落機能強化加算の経過措置	農用地の現況	具体的な活動内容			
通常地域 (8法内)	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の1	田	589	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の2	田	357	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の3	田	210	急傾斜		16,800	○				耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の4	田	754	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の5	田	721	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の6	田	385	急傾斜		16,800	○				耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の7	田	545	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の8	田	312	急傾斜		16,800	○				耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の9	田	194	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の10	田	100	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の1	田	312	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の2	田	66	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の3	田	200	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の4	田	173	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の5	田	32	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の6	田	712	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の7	田	286	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の8	田	483	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の9	田	252	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の10	田	280	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の1	田	168	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎	○	
通常地域 (8法内)	〇〇地区	B1団地	〇〇町〇〇番の8	田	188	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	B1団地	〇〇町〇〇番の9	田	720	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	B1団地	〇〇町〇〇番の10	田	547	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	B2団地	〇〇町〇〇番の1	田	690	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	B2団地	〇〇町〇〇番の2	田	400	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	B2団地	〇〇町〇〇番の3	田	212	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	B2団地	〇〇町〇〇番の4	田	793	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	B3団地	〇〇町〇〇番の5	田	536	小区画・不整形		6,400					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	B4団地	〇〇町〇〇番の6	田	491	高齢化・耕作放棄率		6,400					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	B5団地	〇〇町〇〇番の7	田	813	特認基準		6,400					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	B5団地	〇〇町〇〇番の3	田	414	交付対象外		0					耕作地		農林太郎	○	
通常地域 (8法内)	〇〇地区	B5団地	〇〇町〇〇番の9	田	738	急傾斜		16,800		○			耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	B5団地	〇〇町〇〇番の10	田	865	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	B5団地	〇〇町〇〇番の10	田	463	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	B5団地	〇〇町〇〇番の1	田	162	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	B6団地	〇〇町〇〇番の2	畑	1,840	急傾斜		9,200					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	B6団地	〇〇町〇〇番の3	畑	1,647	交付対象外 (傾斜超過地以外)		0					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	B6団地	〇〇町〇〇番の4	畑	975	交付対象外 (傾斜超過地以外)		0					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	B7団地	〇〇町〇〇番の5	畑	1,233	緩傾斜		2,800	○				耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	B7団地	〇〇町〇〇番の6	畑	869	高齢化・耕作放棄率		2,800				○	耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	B7団地	〇〇町〇〇番の7	畑	1,477	特認基準		2,800					耕作地		農林太郎	○	
通常地域 (8法内)	〇〇地区	B7団地	〇〇町〇〇番の8	畑	139	交付対象外 (傾斜超過地以外)		0					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	B8団地	〇〇町〇〇番の9	草地	1,590	急傾斜		8,400					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	B8団地	〇〇町〇〇番の1	草地	1,444	急傾斜		8,400					耕作地		農林太郎		
通常地域 (8法内)	〇〇地区	B8団地	〇〇町〇〇番の2	田	1,105	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
特認地域	〇〇地区	C1団地	〇〇町〇〇番の7	田	84	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
特認地域	〇〇地区	C1団地	〇〇町〇〇番の8	田	220	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
特認地域	〇〇地区	C1団地	〇〇町〇〇番の9	田	275	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
特認地域	〇〇地区	C1団地	〇〇町〇〇番の10	田	189	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
特認地域	〇〇地区	C1団地	〇〇町〇〇番の1	田	912	高齢化・耕作放棄率		6,400					耕作地		農林太郎		
特認地域	〇〇地区	C1団地	〇〇町〇〇番の2	田	979	小区画・不整形		6,400					耕作地		農林太郎		
特認地域	〇〇地区	C1団地	〇〇町〇〇番の3	田	357	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎	○	
特認地域	〇〇地区	C1団地	〇〇町〇〇番の4	田	543	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
特認地域	〇〇地区	C1団地	〇〇町〇〇番の5	田	194	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
特認地域	〇〇地区	C1団地	〇〇町〇〇番の6	田	56	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		
特認地域	〇〇地区	C1団地	〇〇町〇〇番の7	田	637	急傾斜		16,800					耕作地		農林太郎		

[illegible]

○農用地の内訳等																
①現況								②基礎・体制整備単価	③農業生産活動等の体制整備の取組 (ネットワーク化活動計画の作成)の有				ネットワーク化活動計画を作成する			
													ネットワーク化活動計画を作成しない			
									④加算の適用				⑤農用地の管理		⑥管理者	⑦個人配分を受ける所得超過者の引受地
地域区分	一団の農用地名	団地名	地番	地目	面積(㎡)	交付基準(傾斜等)	超急傾斜農地、棚田地域振興農地のうち	10a当たりの単価(円)	棚田地域振興活動加算	超急傾斜農地保全管理加算	ネットワーク化加算	スマート農業加算	集落機能強化加算の経過措置	農用地の現況		

上記表は以下の表に従って記載するものとする

項目			概要	
農用地の内訳等	①現況	地域区分	右の選択肢より記入	通常地域（８法内） 通常地域（８法以外で棚田法の交付対象農用地） 特認地域
		一団の農用地名	一団の農用地名を記入	
		団地名	団地名を記入	
		地番	地番を記入	
		地目	右の選択肢より記入	田 畑 草地 採草放牧地
		面積（㎡）	面積を記入	
		交付基準（傾斜等）	右の選択肢より記入	急傾斜 緩傾斜 小区画・不整形 草地比率の高い草地 高齢化率・耕作放棄率 特認基準 交付対象外（混在地） 交付対象外（混在地以外） 協定に含めない管理すべき荒廃農地
		棚田地域振興農地のうち超急傾斜農地	該当する農用地に○を記入	
	②基礎・体制整備単価	10a当たりの単価（円）	基礎・体制整備単価の10a当たりの単価を記入	
	③農業生産活動等の体制整備の取組（ネットワーク化活動計画の作成）の有無			該当するものに○を記入
	④加算の適用			該当するものに○を記入
	⑤農用地の管理	農用地の現況	右の選択肢より記入	耕作地 維持管理農用地 荒廃農地 被災地 土地改良通年施行実施農用地 その他（具体的に記入）
		具体的な活動内容	農用地での活動内容を記入	
	⑥管理者			農用地の管理者を記入
	⑦個人配分を受ける所得超過者の引受地			該当するものに○を記入（別紙様式7と整合を図る）

地目、傾斜

田	畑	草地	採草放牧地
急傾斜	急傾斜	急傾斜	急傾斜
緩傾斜	緩傾斜	緩傾斜	緩傾斜
小区画・不整形	高齢化・耕作放棄率	高齢化・耕作放棄率	特認基準
高齢化・耕作放棄率	特認基準	草地比率の高い草地	交付対象外(田採草放牧地混在地)
特認基準	交付対象外(田畑混在地)	特認基準	交付対象外(田採草放牧地混在地以外)
交付対象外	交付対象外(田畑混在地以外)	交付対象外(田草地混在地)	協定に含めない管理すべき農用地
協定に含めない管理すべき農用地	協定に含めない管理すべき農用地	交付対象外(田草地混在地以外)	
		協定に含めない管理すべき農用地	

単価一覧

ネットワーク化活動計画	地目	傾斜	ネットワーク化活動計画+地目+傾斜	交付単価
○	田	急傾斜	○田急傾斜	21,000
○	田	緩傾斜	○田緩傾斜	8,000
○	田	小区画・不整形	○田小区画・不整形	8,000
○	田	高齢化・耕作放棄率	○田高齢化・耕作放棄率	8,000
○	田	特認基準	○田特認基準	8,000
○	田	交付対象外	○田交付対象外	0
○	田	協定に含めない管理すべき農用地	○田協定に含めない管理すべき農用地	0
○	畑	急傾斜	○畑急傾斜	11,500
○	畑	緩傾斜	○畑緩傾斜	3,500
○	畑	高齢化・耕作放棄率	○畑高齢化・耕作放棄率	3,500
○	畑	特認基準	○畑特認基準	3,500
○	畑	交付対象外(田畑混在地)	○畑交付対象外(田畑混在地)	0
○	畑	交付対象外(田畑混在地以外)	○畑交付対象外(田畑混在地以外)	0
○	畑	協定に含めない管理すべき農用地	○畑協定に含めない管理すべき農用地	0
○	草地	急傾斜	○草地急傾斜	10,500
○	草地	緩傾斜	○草地緩傾斜	3,000
○	草地	高齢化・耕作放棄率	○草地高齢化・耕作放棄率	3,000
○	草地	草地比率の高い草地	○草地草地比率の高い草地	1,500
○	草地	特認基準	○草地特認基準	3,000
○	草地	交付対象外(田草地混在地)	○草地交付対象外(田草地混在地)	0
○	草地	交付対象外(田草地混在地以外)	○草地交付対象外(田草地混在地以外)	0
○	草地	協定に含めない管理すべき農用地	○草地協定に含めない管理すべき農用地	0
○	採草放牧地	急傾斜	○採草放牧地急傾斜	1,000
○	採草放牧地	緩傾斜	○採草放牧地緩傾斜	300
○	採草放牧地	特認基準	○採草放牧地特認基準	300
○	採草放牧地	交付対象外(田採草放牧地混在地)	○採草放牧地交付対象外(田採草放牧地混在地)	0
○	採草放牧地	交付対象外(田採草放牧地混在地以外)	○採草放牧地交付対象外(田採草放牧地混在地以外)	0
○	採草放牧地	協定に含めない管理すべき農用地	○採草放牧地協定に含めない管理すべき農用地	0
	田	急傾斜	田急傾斜	16,800
	田	緩傾斜	田緩傾斜	6,400
	田	小区画・不整形	田小区画・不整形	6,400
	田	高齢化・耕作放棄率	田高齢化・耕作放棄率	6,400
	田	特認基準	田特認基準	6,400
	田	交付対象外	田交付対象外	0
	田	協定に含めない管理すべき農用地	田協定に含めない管理すべき農用地	0
	畑	急傾斜	畑急傾斜	9,200
	畑	緩傾斜	畑緩傾斜	2,800
	畑	高齢化・耕作放棄率	畑高齢化・耕作放棄率	2,800
	畑	特認基準	畑特認基準	2,800
	畑	交付対象外(田畑混在地)	畑交付対象外(田畑混在地)	0
	畑	交付対象外(田畑混在地以外)	畑交付対象外(田畑混在地以外)	0
	畑	協定に含めない管理すべき農用地	畑協定に含めない管理すべき農用地	0
	草地	急傾斜	草地急傾斜	8,400
	草地	緩傾斜	草地緩傾斜	2,400
	草地	高齢化・耕作放棄率	草地高齢化・耕作放棄率	2,400
	草地	草地比率の高い草地	草地草地比率の高い草地	1,200
	草地	特認基準	草地特認基準	2,400
	草地	交付対象外(田草地混在地)	草地交付対象外(田草地混在地)	0
	草地	交付対象外(田草地混在地以外)	草地交付対象外(田草地混在地以外)	0
	草地	協定に含めない管理すべき農用地	草地協定に含めない管理すべき農用地	0
	採草放牧地	急傾斜	採草放牧地急傾斜	800
	採草放牧地	緩傾斜	採草放牧地緩傾斜	240
	採草放牧地	特認基準	採草放牧地特認基準	240
	採草放牧地	交付対象外(田採草放牧地混在地)	採草放牧地交付対象外(田採草放牧地混在地)	0
	採草放牧地	交付対象外(田採草放牧地混在地以外)	採草放牧地交付対象外(田採草放牧地混在地以外)	0
	採草放牧地	協定に含めない管理すべき農用地	採草放牧地協定に含めない管理すべき農用地	0

農用地の現況及び活動内容

耕作地
維持管理農用地
荒廃農地
被災地
土地改良通年施行
その他(具体的活動内容欄に記入)

年 月 日

市町村長 殿

あいいうえお集落協定
中山間 太郎

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定〔変更の認定〕の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項〔8条第1項〕の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

1 事業計画

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

- ☐ 1号事業（多面的機能支払交付金）
- ☒ 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
- ☐ 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

3 その他

- ☐ 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

※農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請（変更の認定の申請の場合も含む。）に必要な上記1から3までに掲げる書類が既に市町村長に提出されているときは、これらの書類の添付を省略することがで

- ☐ ※に該当するため、書類の添付を省略する。

<施行注意>

変更の認定の申請の場合は、〔 〕内の記載に置き換えるものとする。

多面的機能発揮促進事業に関する計画

年 月 日
あいうえお集落協定

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

(例) 本地域は、振興山村に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

2. 目標

(例) 1を踏まえ、本地域では、機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類（実施するものに○を付すこと。）

1号事業（多面的機能支払交付金）		
		農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。） （農地維持支払交付金）
		法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。） （資源向上支払交付金）
○	2号事業（中山間地域等直接支払交付金）	
	3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）	
	4号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）	

② 実施区域

(例) 別添の中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定（以下、「集落協定」という。）「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

(2) 活動の内容等

② 2号事業

1) 農業生産活動の内容

(例)
・集落協定「第3 協定対象となる農用地」に記載のとおり。
※集落協定に基づく活動を行う場合
・個別協定「（別紙様式6）経営規模及び農業所得調査」の「第1 経営規模」に記載のとおり。
※個別協定に基づく活動を行う場合

2) 農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動

(例)
・集落協定「第4 集落マスタープラン」、「第5 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第9 加算措置適用のために取り組むべき事項」に記載のとおり。
※ 集落協定に基づく活動を行う場合
・個別協定「（別紙様式6）第3 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「（別紙様式6）第4 加算措置適用のために取り組むべき事項」及び「（別紙様式7）協定農用地の概要」に記載のとおり。
※ 個別協定に基づく活動を行う場合

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

(例)
・集落協定「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。
※中山間地域等直接支払のうち集落協定に基づく活動を行う場合
・個別協定の認定日から4年経過後の最初の3月31日までの期間。
※中山間地域等直接支払のうち個別協定に基づく活動を行う場合

4 農業者団体等の構成員に係る事項

(例)
・集落協定「（別添2）構成員一覧」に記載のとおり。
※中山間地域等直接支払のうち集落協定に基づく活動を行う場合
・個別協定「（別紙様式7）協定農用地の概要」に記載のとおり。
※中山間地域等直接支払のうち個別協定に基づく活動を行う場合

<施行注意>

記入内容が集落協定もしくは個別協定と重複する場合は、「2（1）②実施区域」、「2（2）活動内容等」、「3 多面的機能発揮促進事業の実施期間」及び「農業者団体等の構成員に係る事項」の記入を省略することも可能とする。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
(中山間地域等直接支払に係る集落協定)

ふりがな	あいうえおしゅうらくきょうてい
組織名	あいうえお集落協定
ふりがな	ちゅうさんかん たろう
代表者氏名	中山間 太郎
ふりがな	まるけんさんかくしまるちょう
所在地	〇〇県△△市〇町

I. 地区の概要（共通）

＜活動の計画＞	
☐ II. 1号事業（多面的機能支払）	別紙
☒ III. 2号事業（中山間地域等直接支払）	別紙1
☐ IV. 3号事業（環境保全型農業直接支払）	別紙
☐ V. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

（注）該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

＜施行注意＞

提出の際に（ ）内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

I. 地区の概要

※ 以下、（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）をそれぞれ（多面支払、中山間直払、環境直払）と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度 (計画認定年度)		活動終了年度		交付金の 交付年数	計画変更		計画変更
農地維持支払	令和	年度	令和	年度		令和	年度	令和 年度
資源向上支払 (共同)	令和	年度	令和	年度		令和	年度	令和 年度
資源向上支払 (長寿命化)	令和	年度	令和	年度		令和	年度	令和 年度
中山間地域等 直接支払	令和	7 年度	令和	11 年度	5 年	令和	年度	令和 年度
環境保全型農 業直接支払	令和	年度	令和	年度		令和	年度	令和 年度

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積※1	計					解消する 遊休農地 面積	年当たり 交付金額 上限	
	田	畑	草地	採草放牧地				
	多面支払	a	a	a		a	円	
中山間 直払	207 a	125 a	40 a	12 a	383 a	a	398,474円	
	急傾斜 小區画・不整形 農地化・耕作 放棄地 特認基準 交付対象外 (田原直在地) 交付対象外	傾斜	急傾斜 傾斜 農地化・耕作 放棄地 特認基準 交付対象外 (田原直在地) 交付対象外	傾斜				急傾斜 傾斜 農地化・耕作 放棄地 草地比準の高い 草地 特認基準 交付対象外 (田原直在地) 交付対象外
農地面積	環境直払※2						a	円

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。
※2 環境直払に取り組む場合は、IVの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

農業用施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
	km	km	箇所
うち、資源向上支払 (長寿命化)の対象施設	km	km	箇所

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

3. 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」のとおりに

4. 組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおりに

※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)

※多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

＜施行注意＞

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書で上段に記載するものとする。

(別添1)

実施区域位置図

☐

1号事業（多面支払）

☒

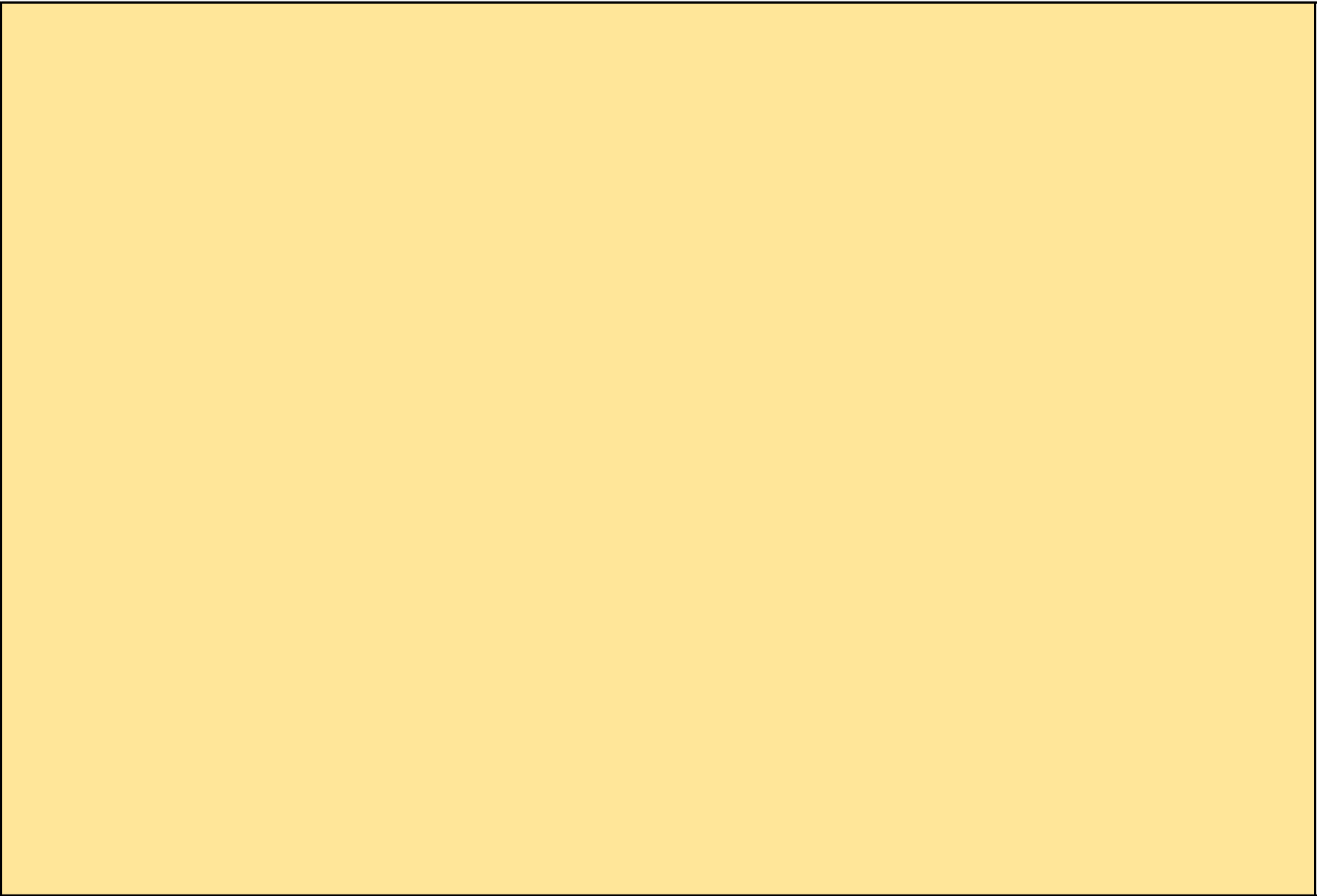
2号事業（中山間直払）

☐

3号事業（環境直払）

組織名称：

あいうえお集落協定



(別添 2)

構成員一覽

[illegible]

多面的機能支払分類番号リスト

農業者	個人として参加	1	農業者個人
	団体として参加	2	農事組合法人
		3	営農組合
		4	その他の農業者団体
農業者以外	個人として参加	5	農業者以外個人
	団体として参加	6	自治会
		7	女性会
		8	子供会
		9	土地改良区
		10	JA
		11	学校・PTA
		12	NPO
		13	その他の農業者以外団体

中山間地域等直接支払分類記号リスト

農業者 (人)	A	交付農用地を持つ農業者
	B	交付農用地を持たない農業者
法人	C	農地所有適格法人
	D	特定農業法人
	E	その他法人 (NPO法人、公益法人等)
農業生産 組織	F	機械・施設共同利用組織
	G	農作業受委託組織
	H	栽培協定
	I	その他の組織
その他	J	土地改良区
	K	水利組合
	L	非農業者（人）
	M	その他

年齢分類記号リスト

ア	39歳以下
イ	40～44歳
ウ	45～49歳
エ	50～54歳
オ	55～59歳
カ	60～64歳
キ	65～69歳
ク	70～74歳
ケ	75～79歳
コ	80歳以上

注1：「多面的機能支払」「中山間地域等直接支払」「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に取り組む者に○印を記入。

注2：多面的機能支援に取り組む場合は、「分類番号」を分類番号リストの1～13から選択。

注3：「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において農業生産活動等（多面的機能支払においては、耕作又は養畜）を実施する農業者又は団体である。

注4：中山間地域等直接支払の場合には、「分類記号」を分類記号リストA～Eから選択するとともに、「年齢分類記号」を年齢分類記号リストのA～Cから選択。また、市町村の中山間地域等直接支払担当部局と税務部局との間で調査が関わっている場合には、例えば、「農業所得の確認に関する承諾」欄や「生年月日」欄など、農業所得の確認の承諾に必要な欄を本様式に設けることができる。この場合、「農業所得の確認に関する承諾書」（参考様式第4号別紙様式5）の作成は不要。

注5：他の市町村で環境保全型農業直接支払を実施している場合は、その市町村名を全て記載すること。

注6：「みどり認定」の欄は、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた若しくは受ける予定がある、又は申請予定がない場合についてもいずれかに○をすること。

注7：「多面的機能支払」のみに取り組む場合、住所の記入は不要。

第1 集落協定の実施体制

1 集落協定の管理体制（構成員の役割分担）

控股股东	关系
代黄青	四川 三星
黄纪新马	四川 三星
黄纪新马	云南 洪都
李国瑞姚马	云南 洪都
土地投资控股马	湖南 大新
黄纪新马	四川 三星

(注) 事務作業が一部の者に集中して過大な負担となっていないか、事務作業を担う者への報酬が適正な水準となっているか等について、所管等が適切に確認すること。

2 集落協定上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす強い手として指定する者

記号	投票者の投票数(のり)の1/10の1/10	議決の必要過半数(議決権)	議決の可否
〇〇〇〇	議決権	〇〇の賛成に当たって議決権の全額、主張、取りまとめあり	議決あり
〇〇〇〇	イ	〇〇の賛成に当たって〇〇の賛成の全額、主張、取りまとめあり	議決あり
〇〇〇〇	ウ	〇〇の賛成に当たって〇〇の賛成の全額、主張、取りまとめあり	議決あり
〇〇〇〇	イ	〇〇の賛成に当たって〇〇の賛成の全額、主張、取りまとめあり	議決あり

当該協定における中核的リーダーの協定参加者に占める割合

中核的リーダーの人数（人）	協定参加者数（人）	協定参加者に占める中核的リーダーの割合（%）
4	22	18.2%

(注) 協定参加者に占める中核的リーダーの割合は、中核的リーダーの人数を協定参加者数で除した率とする。

第2 農用地の管理方法

[illegible]

特設基準の算値が算出のものとは異なる場合は、「ブルダウン」(ストリート)を選択

第3 協定対象となる農用地
(高木分)

		B				B				B				B			
区分	用途	B		B		B		B		B		B		B		B	
		面積	単価	面積	単価	面積	単価	面積	単価	面積	単価	面積	単価	面積	単価	面積	単価
B100	農用地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	農用地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	農用地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	農用地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	農用地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	農用地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	農用地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	農用地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	農用地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	農用地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
合計		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(加算標準に取次ぬ場合)

農用地		面積 (㎡)		単価 (円/㎡)		加算上乗額 (円)	
田	畑	1/20以上	1/20以上	1/20以上	1/20以上	1/20以上	1/20以上
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 面積×上乗率 (円) は、面積 (㎡) の千分の一に上乗率 (円/100) を乗じた額とする。
注2) 加算上乗額 (円) は、面積×上乗率 (円) の合計額とする。

農用地		面積 (㎡)		単価 (円/㎡)		加算上乗額 (円)	
田	畑	1/20以上	1/20以上	1/20以上	1/20以上	1/20以上	1/20以上
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 面積×上乗率 (円) は、面積 (㎡) の千分の一に上乗率 (円/100) を乗じた額とする。
注2) 加算上乗額 (円) は、面積×上乗率 (円) の合計額とする。

農用地		面積 (㎡)		単価 (円/㎡)		加算上乗額 (円)	
田	畑	1/20以上	1/20以上	1/20以上	1/20以上	1/20以上	1/20以上
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 面積×上乗率 (円) は、面積 (㎡) の千分の一に上乗率 (円/100) を乗じた額とする。
注2) 加算上乗額 (円) は、面積×上乗率 (円) の合計額とする。

農用地		面積 (㎡)		単価 (円/㎡)		加算上乗額 (円)	
田	畑	1/20以上	1/20以上	1/20以上	1/20以上	1/20以上	1/20以上
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 面積×上乗率 (円) は、面積 (㎡) の千分の一に上乗率 (円/100) を乗じた額とする。
注2) 加算上乗額 (円) は、面積×上乗率 (円) の合計額とする。

農用地		面積 (㎡)		単価 (円/㎡)		加算上乗額 (円)	
田	畑	1/20以上	1/20以上	1/20以上	1/20以上	1/20以上	1/20以上
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 面積×上乗率 (円) は、面積 (㎡) の千分の一に上乗率 (円/100) を乗じた額とする。
注2) 加算上乗額 (円) は、面積×上乗率 (円) の合計額とする。

農用地		面積 (㎡)		単価 (円/㎡)		加算上乗額 (円)	
田	畑	1/20以上	1/20以上	1/20以上	1/20以上	1/20以上	1/20以上
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 面積×上乗率 (円) は、面積 (㎡) の千分の一に上乗率 (円/100) を乗じた額とする。
注2) 加算上乗額 (円) は、面積×上乗率 (円) の合計額とする。

第7 交付金の使用方法等
1 交付金は、専業主産として〇〇〇〇(16.8%)が市町村より受け取る。

2 次の通り支出する。

2. 次の通りとする。		交付金用途の内外(項目)	金 額
市民 組織 活動	市議員等の各種団体の活動に対する経費	役員報酬	200,000円
		経費負担金	25,000円
		農業生産活動等の施設整備に向けた活動等の最寄りのボランティアの経費を算入するなどの活動に対する経費	20,000円
		都市住民との交流促進関係費	75,000円
		法人設立関係費	100,000円
		立地関係関係費	100,000円
		法人設立関係費	20,000円
		法人設立関係費	1,000,000円
		「まち道」水産関係費	100,000円
		農産物関係費	800,000円
		「ふるさと産物関係費」	100,000円
		農産物関係費	500,000円
		農産物関係費	500,000円
農産物関係費		50,000円	
市議員の個人又は市議員一人の個人用		その他	100,000円

3 交付金の積立・繰越に係る計画

① 交付金の積立

(1) 積立計画

	令和7年度	令和8年度	令和9年度		
積立予定額	100,000円	100,000円	100,000円		
積立実績額	100,000円	200,000円	300,000円		

(1) 取り崩し予定等
○ 取り崩し予定年度：(指定年度内)
○ 取り崩し予定年度における積立率計：100.00% 円
○ 使途：(指定年度内)
○ 繰越予定年度：(指定年度内)
○ 繰越予定率計：100.00% 円
○ 使途：(指定年度内)
○ 繰越予定年度：(指定年度内)
○ 繰越予定率計：100.00% 円
○ 使途：(指定年度内)

支 出		金 額
市 民 組 織 活 動	交付金用途の内外(項目)	金 額
	交付金用途の内外(項目)	金 額

【体制整備単価の場合に使用】

第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（体制整備単価交付必須事項）

ネットワーク化活動計画を作成する。

取 組 内 容	取 組 内 容
初年度に2に定めるネットワーク化活動計画を令和11年度までに作成する。	

【加算措置の場合に使用】

第9 加算措置適用のために取り組むべき事項（加算措置必須事項）

次の活動のうち幾度まで取り組む項目に○印を記入するとともに、取組期間、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

取 組 内 容	取 組 内 容	取 組 内 容	取 組 内 容
○ 農業生産活動等の体制整備	令和 7 年度 令和 11 年度	農業生産活動等の体制整備 令和 7 年度 令和 11 年度	農業生産活動等の体制整備 令和 7 年度 令和 11 年度
○ 農業生産活動等の体制整備	令和 7 年度 令和 11 年度	農業生産活動等の体制整備 令和 7 年度 令和 11 年度	農業生産活動等の体制整備 令和 7 年度 令和 11 年度
○ ネットワーク化活動	令和 7 年度 令和 11 年度	ネットワーク化活動 令和 7 年度 令和 11 年度	ネットワーク化活動 令和 7 年度 令和 11 年度
○ ネットワーク化活動	令和 7 年度 令和 11 年度	ネットワーク化活動 令和 7 年度 令和 11 年度	ネットワーク化活動 令和 7 年度 令和 11 年度
○ 農業生産活動等の体制整備	令和 7 年度 令和 11 年度	農業生産活動等の体制整備 令和 7 年度 令和 11 年度	農業生産活動等の体制整備 令和 7 年度 令和 11 年度
○ 農業生産活動等の体制整備	令和 7 年度 令和 11 年度	農業生産活動等の体制整備 令和 7 年度 令和 11 年度	農業生産活動等の体制整備 令和 7 年度 令和 11 年度

注1）現状は、取組期間の最終年度における地域の現状を記載する。
注2）達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される目標の現状を記載する。なお、②については、取組期間の最終年度までに達成される目標の現状を記載する。

(別紙様式 3)

協定対象施設の管理方法

区 分	施 設	管理作業者	管理方法等	管理作業の 代 表 者
用水路	〇〇用水路 (水路の延長〇 m)	〇〇地区水利組合	〇〇地区水利組合規程によ る	代表者 〇〇〇〇
排水路	〇〇排水路 (水路の延長〇 m)	〇〇地区水利組合	〇〇地区水利組合規程によ る	代表者 〇〇〇〇
道 路	〇〇農道 (水路の延長〇 m)	〇〇〇〇他	〇〇集落申し合わせ事項によ る	〇〇〇〇

「みどりチェック」 チェックシート(集落協定向け)

	申請時 (します)	(1)環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
①	☐	「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	☐
②	☐	関係法令の遵守	☐
③	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

	申請時 (します)	(2)適正な施肥	報告時 (しました)
④	☐	※共同取組活動で施肥を行う場合 (該当しない ☐) 肥料の適正な保管	☐
⑤	☐	※共同取組活動で施肥を行う場合 (該当しない ☐) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐

	申請時 (します)	(3)適正な防除・生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑥	☐	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 (該当しない ☐) 農薬の適正な使用・保管	☐
⑦	☐	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 (該当しない ☐) 農薬の使用状況等の記録・保存	☐
⑧	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない ☐) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐

	申請時 (します)	(4)エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑨	☐	※共有資産として入手した50万円以上の農機等がある場合 (該当しない ☐) 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	☐

	申請時 (します)	(5)悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑩	☐	共同取組活動を行う場合には、悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(6)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑪	☐	共同取組活動を行う場合には、プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐

○ネットワーク化活動計画

1. 体制整備の基本方針

1-1. 集落協定名

あいうえお集落協定

1-2. ネットワーク化活動計画作成時点

当初	令和8年6月
第1回変更	
第2回変更	
第3回変更	

注1) 本計画を作成したときは、遅滞なく協定農用地の存する市町村に提出すること。

注2) 2-2のネットワークに参加する集落協定、3-2の統合に参加する集落協定、3-6の役員の継承計画、4-1の協定活動に参画する多様な組織等に変更が必要になった場合や、計画内容の大幅な変更が必要になった場合は本計画の変更を行い市町村に提出すること。

1-3. 体制整備のために行おうとする取組

該当 ^{注1)}	取組	対象協定	要記載項目
○	①ネットワーク化 ^{注2)}	新たにネットワーク化を行い10ha以上のネットワークを形成する集落協定	2-1～2-7
		新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定	
○	②統合 ^{注3)}	新たに統合を行い10ha以上の集落協定を形成する集落協定	3-1～3-5
		新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定	3-2、3-6、3-7
○	③多様な組織等の参画 ^{注4)}	1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定	4-1～4-3

注1) 該当する取組を全て選択すること。

注2) 「ネットワーク化」とは、複数の集落協定間において活動の連携体制を構築することをいう。「新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」の場合は、計画作成時点で10ha以上のネットワークを形成していること。ネットワーク化は自協定が存する地域計画区域内の他の集落協定と行うことを基本とするが、自協定が存する地域計画区域内に他の集落協定がない場合など、合理的な理由がある場合は、他の地域計画区域内に存する集落協定とネットワーク化することも可とする。

注3) 「統合」とは、他の集落協定と1つの集落協定に統合することをいう。「新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」の場合は、計画作成時点で10ha以上の集落協定となっていること。統合は自協定が存する地域計画区域内の他の集落協定と行うことを基本とするが、自協定が存する地域計画区域内に他の集落協定がない場合など、合理的な理由がある場合は、他の地域計画区域内に存する集落協定と統合することも可とする。

注4) 「多様な組織等の参画」とは、農業者団体以外の組織や非農業者が集落協定の活動に参画すること。参画にあたっては、集落協定の構成員となるか、別途で協定等を結ぶこと。計画作成時点で1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画していること。

2. ネットワーク化の計画

注1) ネットワーク化を行っている、又は行おうとする他の集落協定のネットワーク化活動計画におけるネットワーク化の計画と整合がとれたものとする。

注2) 2-1～2-7の全てを記載すること。

2-1. ネットワークの名称（予定）

農林地域集落協定ネットワーク協議会

2-2. ネットワークに参加する集落協定

集落協定名	協定面積	地域計画		現在の連携状況	
		自協定が存する計画区域内	別の計画区域内	連携済	今後連携
（自協定）あいうえお集落協定	3.8 ha				
B協定	13.7 ha	○		○	
C協定	3.2 ha	○			○
合計	20.7 ha				

注) 合計協定面積は10ha以上であること。

2-3. ネットワーク化で解決しようとする課題

該当		該当	
	①リーダーの人材不足		⑤農作業機械や施設の不足
○	②事務担当者の人材不足	○	⑥知見や技術の不足
	③共同取組活動参加者の附則		⑦その他（※内容は↓欄に記載ください）
○	④農業の担い手の人材不足		
（該当する課題について詳細を記載） ②現在の事務担当者は70歳代で高齢であるが、後継者が見つからず10年間、事務担当を担っている。あと数年のうちに後継者を確保する必要がある。 ④高齢で小規模な自給的農家や兼業農家が協定内の農地の多くを担っている。あと5年のうちに引退を希望する農業者が複数いるが、農地の引き受け手の見込みが立っていない。 ⑥農地の担い手を育成するため、ソバや施設園芸の導入に取り組みたい。また、販路拡大のため、加工品の販売にも取り組みたいが、協定内に加工や販売の知見を持っている人材がいない。			

注) 地域計画や集落マスタープラン、第5期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

2-4. ネットワーク化により連携して実施する活動

該当	連携して実施する活動	該当	連携して実施する活動
○	①事務の一元化（共同事務局の設置や外部委託）	○	⑥農業の担い手育成
		○	⑦地場農産物の加工・販売
	②農地保全（草刈り、荒廃防止活動等）	○	⑧鳥獣害対策
	③水路・農道等の維持管理		⑨多面的機能を増進する活動
	④機械・施設の共同利用		⑩その他（※内容は↓欄に記載ください）
○	⑤農作業の共同化		

2-5. 連携方法

該当	連携方法	該当	連携方法
○	①協議会型 ^{注1)}		③共同委託型 ^{注3)}
○	②活動連携型 ^{注2)}		④その他 ()

注1) 協議会、委員会等を設置し、ネットワークでの活動の調整や事務等を行う場合。

注2) 作業の共同化や機械・施設の共同利用などの共通のルールを覚書等で定めるなどにより連携した活動を行う場合。

注3) 各集落協定から同一の外部団体又は同一の外部人材に同じ活動を委託する場合。

2-6. ネットワーク化の工程

(工程の概略)							
取組	R6以前	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降
ネットワーク化に向けた話し合い（協定内）		○	○				
ネットワーク化に向けた話し合い（協定間）		○	○				
ネットワーク化により連携して実施する活動の開始 ^{注)}	⑧		①		⑥		
			⑤		⑦		
協議会等の設置（協議会型の場合）			○				
ネットワーク化加算の適用（加算措置を利用する場合）			○	○	○	○	
(2-2～2-5を踏まえたネットワーク化の進め方を記載) ・令和5年度から地域一帯で鳥獣防護柵を設置する作業をB集落と共同で実施（活動連携型）している。 ・同じ地域計画区域内にあり、協定廃止を検討していたC集落協定もネットワークに加え、令和8年度より協議会型へ移行し、事務局の一元化を行う。共同事務局の事務員は、元地域おこし協力隊の移住者を非常勤で雇用する。また、ネットワーク化加算を申請し、加算措置を利用してネットワークの中で中心的な農業者となる就農者の募集を開始する。B集落協定でソバを栽培している農業生産法人の活動範囲を広げ、A集落協定及びC集落協定の農地においても栽培を開始する。ソバの加工・販売を目指して研修会へ参加するなど、技術習得を目指す。 ・令和9年度には、ネットワーク内の概ね6割の農地をB集落協定で活動していた農業生産法人に集約する。 ・令和10年度にネットワーク内に加工・販売部を結成し、ソバの加工・販売を始める。農業生産法人の新規雇用者を確保し、JAや地域外の農業生産法人の協力のもと、施設園芸の技術研修を行う。農業生産法人の新規雇用者を各集落協定の「主導的な役割を担う人材」に位置付ける。 ・令和11年度に補助事業を活用して農業用ハウスを1棟導入し、農業生産法人においてアスパラガスの栽培を始める。収穫等の人手が必要な作業は、協議会で話し合い、各集落協定から分担して人員を確保することとする。 ・令和12年度以降にネットワークの拡大や集落協定の統合を検討する。							

注) 工程の概略における「ネットワーク化により連携して実施する活動の開始」には2-4の「ネットワーク化により連携して実施する活動」の番号を記載。

2-7. ネットワーク化後の統合予定

該当	統合の予定
	①第6期対策期間中（令和7年度～令和11年度）での統合を検討する
○	②第6期対策終了後の令和12年度以降での統合を検討する
	③時期は未定だが将来的に統合を検討する
	④未定
	⑤統合は必要ないと考えている
	⑥その他 ()

３．統合の計画

注１）統合をこれから行う場合は、統合を行おうとする他の集落協定のネットワーク化活動計画における統合の計画と整合がとれたものとする。

注２）「新たに統合を行い10ha以上の集落協定を形成する集落協定」は、３－１～３－５を記載すること。「新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」は、３－２、３－６、３－７を記載すること。

３－１．統合後の集落協定の名称（予定）

農林地域広域集落協定

３－２．統合に参加する集落協定

集落協定名	協定面積	地域計画	
		自協定が存する計画区域内	別の計画区域内
（自協定）あいうえお集落協定	3.8ha		
E協定	5.5ha	○	
F協定	8.7ha	○	
合計	18.0ha		

注１）合計協定面積は10ha以上であること。

注２）統合する予定がない場合は自協定のみ記載すること。

３－３．統合で解決しようとする課題

該当		該当	
	①リーダーの人材不足		⑤農作業機械や施設の不足
○	②事務担当者の人材不足		⑥知見や技術の不足
	③共同取組活動参加者の不足	○	⑦その他（※内容は↓欄に記載ください）
○	④農業の担い手の人材不足		農作業機械の老朽化及びオペレーターの不足
（該当する課題について詳細を記載）			
①代表者が固定化されており、後継者の確保の目途が立っていない。			
③構成員には若手が２名いるが、その他の構成員は高齢であり、共同取組活動の作業負担が２名の若手の集中する傾向がある。			
⑦集落協定内の農業者が所有する農作業機械の老朽化が進んでいる。現在は農業者間の貸し借りでなんとかまかなっているが、今後故障する機械が増えれば、農作業機械の確保が困難になる。また、世代交代が行われた小規模農業者から作業委託のニーズが増えているが、農作業を受託できるオペレーターが減ってきている。			

注）地域計画や集落マスタープラン、第５期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

３－４．統合により体制を強化したい活動

該当	体制を強化したい活動	該当	体制を強化したい活動
○	①リーダー等の人材確保		⑦農業の担い手育成
	②事務局機能の強化		⑧地場農産物の加工・販売
○	③農地保全（草刈り、荒廃防止活動等）		⑨鳥獣害対策
○	④水路・農道等の維持管理	○	⑩多面的機能を増進する活動
○	⑤機械・施設の共同利用	○	⑪その他（※内容は↓欄に記載ください）
	⑥農作業の共同化		農作業機械のオペレーターの確保

3-5. 統合の工程

(工程の概略)							
取組	R6以前	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降
①統合に向けた話し合い（協定内）		○	○				
②統合に向けた話し合い（協定間）	○	○	○				
③統合			○				
④ネットワーク化加算の適用（加算措置を利用する場合）				○	○	○	
（3-2～3-4を踏まえた統合の進め方を記載） - 令和5年度から地域計画作成に向けた協議が開始されたことをきっかけに、周辺にあるE集落協定、F集落協定と統合に向けた意見交換を行ってきた。リーダーの人員不足や共同取組活動参加者の不足という共通の課題を抱えている。 - 令和7年度初旬の集落協定総会において、統合の方向性について承認が得られたため、令和7年度中にE集落協定、F集落協定と統合後の活動計画や個人配分、作業日当等のルールについて意見調整を行う。令和8年度初旬の総会において統合の承認を取り、令和8年度内の統合を目指す。 - 令和9年度よりネットワーク化加算を申請する。 - 統合後の協定では、集落協定の代表者を、旧集落協定による3年毎の輪番制とすることを検討する。 - 草刈等の作業が一部の構成員に集中しないように、旧集落協定間で人手を出し合う体制を構築するとともに、土地持ち非農家の参加も呼び掛けるようにする。 - 農作業機械については、協定内で引退する農家から農作業機械を集約し、機械共同利用組合を立ち上げる。ネットワーク化加算を利用して、共同利用する農作業機械の保管庫を整備する。F集落協定内のUターン予定者を機械共同利用組合の管理者兼オペレーターに育成し、統合した集落協定の「主導的な役割を担う人材」に位置付ける。 - 統合後は、農村関係人口の拡大に向けた検討を進める。管理が十分行われていなかった梅や柿の収穫体験や、道の駅周辺での景観作物の栽培などの計画を検討する。また、当集落協定で行ってきた野鳥のための冬季水張りをE集落協定及びF集落協定のエリアにも広げる検討を行う。							

3-6. 役員の継承計画

役職名等	氏名（現体制）	氏名（後任予定者）	継承予定時期
代表者	丙川 三郎	丙川 三郎	令和 10 年度
書記担当	丙川 三郎	丁本 四郎	令和 12 年度
会計担当	乙山 次郎	戊部 花子	令和 12 年度
共同機械担当	乙山 次郎	己藤 五郎	令和 10 年度
土地改良施設担当	甲田 太郎	丁本 四郎	令和 12 年度
法面点検担当	丙川 三郎	戊部 花子	令和 10 年度

注）「氏名（現体制）」は、本計画作成時点での役職者名を記載。「氏名（後任予定者）」は、現体制の担当者の次に担当となる人（予定）の氏名を記載。「氏名（現体制）」とは別の人を「氏名（後任予定者）」記載すること（同一人物の記載は不可）。

3-7. 体制の維持・向上に向けた活動事項

（役員の継承に向けた取組を記載） - 代表者の後任予定者は丙川三郎とし、令和10年度の継承予定時期まで書記担当として代表者の業務の補助を行いながら、徐々に代表者業務の習得を行う。 - その他の役員については、代表者交代時期の令和10年度と対策期切り替わりの令和12年度に分けて段階的に交代を行うことで、役員業務の引継ぎを計画的に進めていく。 - 令和10年度より共同機械担当となる予定の己藤五郎は、令和9年度までにドローン操作の研修を受講を行うとともに、乙山次郎の指導のもと自走型草刈機の操作方法の習得を行う。
（構成員や活動参加者の安定的な確保に向けた取組を記載） - 大型連休期間に共同取組活動による草刈作業を実施し、構成員の親族にも可能な限りの参加を呼び掛ける。また、作業実施後には収穫祭を実施し、構成員間の懇親を図る。 - 総会の際に構成員に対し、農地の相続予定者に中山間地域等直接支払の活動についても引継ぎ予定があることを伝えるよう周知する。 〇〇市と連携し、令和8年度から地域おこし協力隊制度を活用して地域内の農地保全に関わる人材の移住受け入れを目指す。 - 集落外に在住している農地所有者に対して、毎年、活動報告と合わせて共同取組活動の案内を送付することで、共同取組活動への参加を促す。 - 地元米の直販先に対して収穫等の体験活動への参加募集をかけることで関係人口拡大に取り組む。 - 市民農園を開設し非農業者との交流を深めるとともに、多面的機能の増進活動への参加を募集する。 - 一律の作業単価を見直し、傾斜が厳しい場所での作業等の負担が大きい作業については高い作業単価を設定するなど、共同取組活動に参加しやすくなる環境を整備する。また、令和7年度より適用を受けているスマート農業加算を利用して令和9年度にリモコン式自走草刈機を導入し、急傾斜地域での作業の省力化と安全な作業実施が可能となる環境を整備する。

4. 多様な組織等の参画

注) 4－1～4－3の全てを記載すること。

4－1. 協定活動に参画する多様な組織等

注) (1)又は(2)の該当する項目を記載すること。

(1) 農業者団体以外の組織

参画方法	組織名
①集落協定の構成員	G 地域づくり協議会
	H 子供会
	I 土地改良区
	J 農地保全会（多面的機能支払活動組織）
②別途協定等を締結	K 大学

注1)「別途協定等を締結」とは集落協定の構成員とはならないが、協定の活動への参画に関する協定、覚書等を結ぶなど、連携関係を明確にすることをいう。

注2)②の場合は連携関係を証明する書類を添付すること。

(2) 非農業者

参画方法	人数
①集落協定の構成員	2人
②別途協定等を締結	5人
合計	7人

③集落協定の全構成員数（集落協定の構成員数（農業者数+①※組織数は含めない）に②を加えた人数）

①+②が③に占める割合 43 % （小数点以下切り捨て）

注1)「別途協定等を締結」とは集落協定の構成員とはならないが、協定の活動への参画に関する協定、覚書等を結ぶなど、連携関係を明確にすることをいう。

注2)②の場合は連携関係を証明する書類を添付すること。

注3) 協定活動に参画する組織の構成員は人数に含めない。

16人

4-2. 多様な組織等の参画で解決しようとする課題

該当		該当	
○	①事務担当者の人材不足		④知見や技術の不足
○	②共同取組活動参加者の不足	○	⑤その他（※内容は↓欄に記載ください）
	③農業作業の人材不足		棚田の荒廃
（該当する課題について詳細を記載） ①構成員は高齢者が多く、事務の引き受け手の確保が困難である。 ②③棚田の石積の草取りや補修は集落総出で行ってきても、高齢者の参加が難しくなり、人手の確保が困難になってきている。また、高齢のために棚田での水稲作の継続が困難な農地が増えてきている。			

注）地域計画や集落マスタープラン、第5期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

4-3. 多様な組織等の参画により連携して実施する活動

該当	連携して実施する活動	該当	連携して実施する活動
○	①事務の適切な実施		⑥鳥獣害対策
○	②農地保全（草刈り、荒廃防止活動等）	○	⑦多面的機能を増進する活動
	③水路・農道等の維持管理	○	⑤その他（※内容は↓欄に記載ください）
○	④農作業		棚田資源を活かした振興活動
	⑤地場農産物の加工・販売		
（連携して実施する活動の詳細について、今後の活動の維持、向上に向けた方向性も含めて記載） ・多面的機能支払交付金の事務支援も行っていた土地改良区が令和5年度より構成員に加わり、土地改良区が集落協定の事務を担当している。集落協定の対象農用地の一部は多面的機能支払の対象にもなっており、効率的な事務作業ができることから、今後も引き続き土地改良区が事務を担当する予定である。 ・J農地保全会では、令和8年度に草刈隊を結成する予定である。草刈隊が水路・農道の草刈を実施する際に、水路等の周辺にある集落協定の農地の法面の草刈も草刈隊と連携して行うことで、作業の効率化を図る。 ・県の棚田サポーター事業を利用し、毎年、5名程度の登録者に棚田の石積みの草刈や補修の作業を手伝ってもらっている。今後は、サポーター、構成員の非農家、子供会と連携し、棚田の法面に彼岸花を植えるなど、棚田の観光資源活用に取り組む予定である。 ・以前からK大学が当集落へフィールドワークに来ていた縁により、令和7年度にK大学、G地域づくり協議会、当集落協定の3者で棚田振興のための連携協定を締結した。令和7年度より、農作業が困難となっていた棚田において、K大学の教員や学生と連携し、田植えや収穫作業を始める予定である。大学との連絡調整や宿泊場所の手配はG地域づくり協議会が担当し、作業当日の作業方法の説明や必要な物品の準備は当集落協定が担当する。将来的には、G地域づくり協議会を中心に棚田を活かした農泊にも取り組みたいと考えており、K大学の教員や学生にも、構想検討に加わってもらいたいと考えている。 ・これらの取組の活性化を図るため、令和8年度までに指定棚田地域振興活動計画の認定を受け、令和9年度に棚田地域振興活動加算の申請を行う計画である。 ・持続的な取組を実現するため、G地域づくり協議会を中心とした農村RMOの形成も検討していく。			

集落協定DS

①協定識別事項										②協定参加者								
協定識別コード	都道府県名	市町村名	地方公共団体コード	個別協定名	協定識別コード重複確認セル		協定の所在地	協定認定年度(交付開始年度)	複数の市町村にまたがる協定の事項	協定参加者総計	うち中核的リーダー(人)	農業者(人)	農業法人数	農業生産組織数	土地改良区	水利組合	非農業者(人)	その他
					協定整理番号													
[1]	[2]	[3]	[4]	[5]	[6]		[7]	[8]	[9]	[10]	[11]	[12]	[13]	[14]	[15]	[16]	[17]	[18]
整数	自動入力	自動入力	自動入力	自動入力	自動入力	自動入力	文字	リスト	文字	自動入力	整数	整数	整数	整数	整数	整数	整数	整数
	〇〇県	△△市		あいうえお集落協定		0	〇〇県△△市〇町	7		22	4	9	3	4	1	1	2	2

集落協定DS

協定参加者の年齢区分別計	39歳以下	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
	[19]	[20]	[21]	[22]	[23]	[24]	[25]	[26]	[27]	[28]
	自動入力	整数	整数	整数	整数	整数	整数	整数	整数	整数
	10	1	2	1	1	0	2	2	0	1